

## 第24回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 平成30年4月2日(月) 午後1時30分～午後3時25分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 10名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 中村正信委員 8番 松浦秋行委員

②第2 報告第 60号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 107号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 108号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第 109号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定  
 により定める農用地利用配分計画(案)について  
 議案第 110号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
 集積計画について  
 報告第 61号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

| 役 職  | 氏 名        |
|------|------------|
| 事務局長 | 田中 宏幸      |
| 主査   | 星野 晃希      |
| 書記   | 眞崎亜希子、峰松一実 |

◎農業委員出席簿

| 席順 | 委員名    | 出欠 |  |
|----|--------|----|--|
| 1  | 池田 好春  | ○  |  |
| 2  | 小池 正人  | ○  |  |
| 3  | 巨瀬 茂行  | ○  |  |
| 4  | 山口 辰郎  | ○  |  |
| 5  | 山口 和子  | ○  |  |
| 6  | 佐藤 睦   | ○  |  |
| 7  | 中村 正信  | ○  |  |
| 8  | 松浦 秋行  | ○  |  |
| 9  | 織田 博吉  | ○  |  |
| 10 | 中尾 誠士郎 | ○  |  |
| 計  | 10人    |    |  |

◎農地利用最適化推進委員出席簿

| 担当地区                        | 農地利用最適化推進委員名 |  |
|-----------------------------|--------------|--|
| 本町・乙丸・中村・森・土井丸・組方           | 三原 守久        |  |
| 大木庭・東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平 | 笠継 量一        |  |

7. 会議の概要

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第24回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、全員出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。7番中村委員と8番松浦委員にお願いいたします。審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私話はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>皆さん、こんにちは。今日もいい天気で最高の日和が続いています。今年は例年になく冬が寒かった分、桜が綺麗に咲いていると思います。まだまだ見ごろが続いていますが、今散り始めて風情のある情景だと思います。例年になく3月の下旬から4月の始めは天候続きで、農作業の方もお互い順調に進んでいるかと安心しているところです。この4月は我々3年の任期の最終年度の始まりです。今大きな課題を一つ抱えています。荒廃園対策という大きな課題に着手しております。この一年で目鼻をつけたいと思っていますので、農業委員の皆さんと事務局も一致団結して、何とか形をつけて我々農業委員を終えたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それから、〇〇前局長ですが、任期は1年でしたが、我々農業委員会の一つの方向性を示してもらえたと思っています。今は体調を崩して入院中です。皆さんも新聞等でご存知と思いますが、退職扱いとしています。これに伴っての人事の追加議案もありますが、農業委員の親和会から皆さんの名前でお見舞いをしてきました。先日、〇〇委員と〇〇副会長と私で病院へ行きまして、お見舞いをして来ましたので報告をしておきます。</p> <p>それでは審議に入ります。最初に追加の議案の提案があります。議案第111号農業委員会事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                  |
| 事務局 | <p>皆さん、お手許のA4版横長の1枚紙をご覧ください。追加議案 議案第111号農業職員事務局職員の任免について 農業委員会等に関する法律第20条第3項及び鹿島市農業委員会規定第5条第1項により、下記職員の任免につき承認を求めるものであります。1. 出</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 向する職員 農業委員会事務局長〇〇〇〇で先程会長からありましたように退職されました。それから2. 任命する職員 農業委員会事務局長〇〇〇〇 これまでは農業委員会事務局長輔佐でした。それから農業委員会事務局書記で新規任期付職員として〇〇〇〇です。以上となります。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | この二人が新しく任命する職員です。皆さん、よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|      | (二人から、よろしくお願いしますと発言あり。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長  | 色々意見はあると思いますが、只今の説明について質問がある方はご自由に発言をお願いいたします。<br><br>質問も無いようですので、採決をしたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | 全員賛成により承認することといたします。なお、〇〇前局長につきましては体調が戻った後は、〇〇局長をフォローする形で1年間農業委員会に席を置くようにしておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。<br><br>それでは審議に入ります。今日の議題は議案4件、報告2件であります。報告第60号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題といたします。本件につきましては一括して審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                |
| 事務局  | 報告第60号の説明をいたします。総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。番号1から5までの5件となっています。合計11筆で面積が16,024平米となっています。内訳は16,024平米全て田でございます。解約事由は双方合意による借人変更のためが3件で、農地中間管理事業への変更が1件で、農地法5条申請のためが1件となっております。以上で報告第60号の説明を終わります。                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長  | 只今の説明について、質問・意見はありませんか。<br>ありませんか。<br>それでは、質問も無いようですので、これで報告第60号を終わります。<br><br>議案第107号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局  | 総会議案・説明資料の2頁をお開きください。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字中村字毘沙門〇〇番地〇及び字毘沙門〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田です。登記面積はそれぞれ580平米と1,402平米で合計1,982平米となります。譲受人は太良町の株式会社〇〇〇〇で就労支援事業所です。譲渡人は大字中村の〇〇〇〇さん76歳農業の方です。転用の目的はグループホームです。施設の概要はグループホーム2棟490平米と運動広場351平米と10台分の駐車場125平米と通路その他1,016平米になっています。農地区分は3種農地で周囲の状況は東が宅地、西と北は市道、南は田となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件なしとなっています。生活排水を流せる公共下水道が北側の市道に埋設されています。番号1の説明は以上です。 |
| 議 長  | では、ここで担当委員の調査報告書をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 9番委員 | 申請地は農地として、形もよく面積的にも立派なものであります。農振地域と接してはいますが、除外地になっています。このような理由で東側まで住宅地となっています。譲渡人の方には南側の農地は残すが、北側の申請地を売却するという強い意志があられますので、是非とも了解をいただきますようお願いいたします。最適化推進委員さんやこの地区の了解をもらっているところです。                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  | ありがとうございました。それでは質疑に入ります。只今の説明につきまして質問・意見は                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>ございませんか。</p> <p>ありませんか。5番委員どうぞ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5番委員 | グループホームについての質問ですが、ここは2棟建てられて、何人の方が生活されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長  | 事務局の答弁をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局  | 1棟に8人が入れますので、2棟で16人になります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長  | <p>他に質問はありませんか。</p> <p>ありませんか。8番委員どうぞ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 8番委員 | 申請地は分筆されていますよね。1筆のときはもっと広い田と思いますが、南に残る田との筆境はどのようになるのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局  | L型ウォールというコンクリート製品で区切られます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 8番委員 | この農地は南北に暗渠排水が入っているから、造成するときは暗渠排水の処理をちゃんと行なうような条件をつけなくていいのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長  | 暗渠排水については、L型ウォールを設置する際に掘り出して空気が入っていく口を地上に上げるようにしてもらわねばいけませんね。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 9番委員 | そのことについての確認はこちらの方でいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長  | よろしくお願いします。ところで、盛り土高はどのくらいですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局  | 市道の高さまで造成されて、その高さは60cm程度です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | <p>他にありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、採決をしたいと思います。1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  | <p>はい。賛成全員により、1番は許可相当として、県へ送付いたします。</p> <p>それでは次に2番の説明を事務局からお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 次に番号2、総会議案・説明資料は同じく2頁、位置図は2頁をお開きください。土地の所在地は大字高津原字西峰〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は3筆共に共に畑で登記面積はそれぞれ712平米、715平米、482平米で合計1,909平米となります。譲受人は下浅浦の〇〇〇〇で譲渡人は3人おられます。高津原区の〇〇〇〇さん83歳無職の方と西牟田区の〇〇〇〇さん49歳会社員の方と西牟田区の〇〇〇〇さん76歳無職の方です。転用の目的は宅地分譲で7区画の分譲地を計画されています。施設の概要は7区画の分譲区画が1,613平米と通路その他が296平米となっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東が市道、西は山林、南は里道と畑、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件はありとなっています。生活雑排水は東側の市道に公共下水道の管が埋設されていますので、これに流す計画がされています。また、都市建設課の方に道路法24条工事申請と里道の形状変更申請がされています。番号2の説明は以上です。 |
| 議 長  | 担当は私ですので、説明いたします。申請地の北側は元の総合庁舎で南側は西峰の市営団地という立地になっています。この周辺にあった多くの田はこの約10年で形状変更がなされて畑へと変わっていきました。ただ申請地の3筆は以前から畑のままでした。各1筆は東西に細長い形状をしていまして、1筆だけでは宅地造成は出来なかったのですが、3人分の3筆の農地を合せて道路を作り、その両側に宅地分譲をされる計画です。公共下水道も整備されていますので、この辺りは住宅地と言えば住宅地になっていく所だと思います。里道の形状変更申請は申請地の南側の住宅との間に幅が約1メートルの里道があ                                                                                                                                                                                                        |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | り、これをコンクリートで整備するようです。説明は以上ですが、何か質問はありますか。9番委員、どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 9番委員         | 申請地の南西側に果樹マークが位置図には記載があり、農地が残るようですが、ここへの進入は他に道等があるのですか。また、申請地の北西側については国道207号バイパスの法面となっていますが、宅地が隣接して問題は無いのですか。                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長<br>(担当委員) | 残る農地では、私が柿を栽培しています。この農地へは南側に10軒ほどの住宅地があり、開発道路がこの中に整備されています。これを使わせてもらい、車で農地へはアプローチしていますので、営農については特に問題ありません。また、申請地の北西側の法面との隣接部については法肩から法面高さの1.2倍分の長さには家屋等を建てることができないとのことでした。ただ、庭や畑としては利用ができるとのことでした。                                                                                                                            |
| 議長           | 他に質問はありませんか。5番委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5番委員         | 条件ありと記載されていますが、条件を教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局          | 隣接農地の作物栽培には農薬散布もあり得るので、散布の際は住民の方も協力してもらいたいとの営農者からの要望のようです。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長           | 他に質問が無かったら、採決したいと思います。よろしいでしょうか。<br>それでは、採決します。2番について賛成される方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                      |
|              | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長           | はい。賛成全員により、2番は許可することとして、県へ送付いたします。<br><br>次に3番について事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局          | 3番についてご説明いたします。総会議案・説明資料は同じく2頁、位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は古枝字山下角甲〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田です。登記面積が386平米です。譲受人は大村方の〇〇〇〇さん65歳会社員の方で、譲渡人は古枝の〇〇〇〇さん77歳農業の方です。転用の目的は貸露天駐車場で施設の概要は11台分の駐車スペース137.50平米と通路その他248.50平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況は東と南は水路、西は県道の歩道、北は道路です。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。これと都市建設課の方に里道の形状変更申請と公有水面占用申請がされています。説明は以上です。 |
| 議長           | では、ここで担当委員の調査報告書をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2番委員         | この案件につきましては、以前から話があっていました。県道古枝肥前浜停車場線の西側は圃場整備がされていますが、申請地のある東側はされていません。〇〇〇〇の駐車場が満杯なので、転用して駐車場に貸し出すとのことでしたので、ご審議をよろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                   |
| 議長           | はい。只今の説明に対して質問をお伺いします。<br>私から質問します。隣接の〇〇〇〇さんの進入路には問題は生じませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2番委員         | 〇〇さんの進入路はブロックで区切って、〇〇〇〇の進入路と別になっていたと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局          | 2番委員がおっしゃるようにブロックで区切って進入路は別々になっています。2本並列しての進入路になっています。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長           | 他に質問はありませんか。<br>ありませんか。無かったら、採決したいと思います。3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                       |
|              | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長           | はい。賛成全員により、3番は許可相当として、県へ送付いたします。<br><br>それでは4番について事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                              |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | 総会議案・説明資料は3頁です。位置図は4頁になります。番号4の説明いたします。土地の所在地は大字音成字五畝田乙〇〇〇番地と乙〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目2筆共に畑で、登記面積はそれぞれ334平米と982平米です。譲受人は東塩屋の〇〇〇〇〇〇番地で、譲渡人は大字音成の〇〇〇〇さん83歳農業の方と大字音成の〇〇〇〇さん69歳農業の方です。転用の目的は露天駐車場です。施設の概要は40台分の駐車スペース600平米と通路その他716平米になっております。農地区分は1種農地です。周囲の状況は東と西は道路で、南と北は畑となっています。関連部署との協議はされていまして、条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。 |
| 議長   | では、担当委員の調査報告書をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1番委員 | 位置図を見てもらえば分かりますが、〇〇〇〇には駐車場が余り無いということで〇〇〇〇と共有の駐車場を新設される計画です。付近には駐車場になる土地が畑しかなく、二人が所有されている農地を道路並みに埋立てて駐車場にされるようです。ご審議をよろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                        |
| 議長   | ありがとうございました。只今の説明につきまして質問のある方は挙手してください。5番委員どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5番委員 | ここは以前に案件として、出されていませんでしたか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局  | 以前に案件として出されたのは、農業振興地域からの除外でした。農振除外の許可がおりたので、今回農地転用の申請となっています。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長   | 他にありませんか。6番委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6番委員 | 参考までに1反当りの買収価格を教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局  | 1反当り〇〇〇万円です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長   | 他には質問はありませんか。無いようでしたら、採決したいと思います。4番について賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長   | はい。賛成全員により、4番は許可相当として県へ送ります。<br>次に議案第108号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局  | 総会議案・説明資料は4頁をお開きください。位置図の5頁も併せてご覧ください。番号1を説明いたします。この案件につきましては追認の案件となります。土地の所在地は大字山浦大ノ平丁〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑、現況地目は樹園地となっています。登記面積は733平米です。申請人は山浦区の〇〇〇〇さん70歳無職の方です。転用目的は植林です。スギとヒノキを合せて200本植えてあるとのことです。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は山林、南は里道となっています。協議書ありで条件はなしとなっていますが、始末書が添付されています。番号1の説明は以上です。                              |
| 議長   | はい。それでは担当委員の調査報告書をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 5番委員 | 申請地は平成2年頃にミカンの廃園事業でスギとヒノキを植えたと言われましたが、私にはスギしか見えませんでした。植えてから25年以上経っていますから、立派な樹になっていました。場所は廃校となった〇〇〇〇の辺りから里道を登った所になります。                                                                                                                                                                                                    |
| 議長   | この場所へ登る道があるのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 5番委員 | 〇〇〇〇跡地の横に天満宮があります。天満宮の横に里道と水路が平行して申請地の方向に走っていますので、この里道を登りますと到着します。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長   | 申請地の周辺には他にもミカン園があるのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5番委員 | いいえ、ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長   | 申請地の畑(現況地目は樹園地)は多良岳パイロットで開かれたのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5番委員 | はっきりとは分かりませんが、その可能性はあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長  | 2番委員、質問ですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2番委員 | 多良岳パイロットで開いたミカン園はオレンジ自由化の際に、転作者は補助金を受けるために、既に転用申請しているのではないのですか。それでも、農地法第4条の転用申請をしなければならないのであれば、自分の地元の方にもお知らせしないといけないので、質問しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  | この案件については、オレンジ自由化の廃園事業の植林の際に転用の申請がされている可能性もあるようです。事務局で多良岳土地改良区に確認を取ってください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | 分かりました。確認します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長  | 他に質問はありませんか。質問も無いようですので、申請地が多良岳パイロット事業で開かれた農地かどうかを土地改良区の事務所に確認を後でしますが、採決したいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長  | 賛成、全員です。1番は許可相当として、県へ送ります。<br><br>次に議案第109号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。この案件につきましては、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | <p>総会議案・説明資料は5頁をお開きください。農地中間管理事業の推進に関する第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について一括して説明をいたします。これについては総会議案・説明資料の20頁にも記載してありますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。</p> <p>整理番号1については、権利の設定を受ける者は大字三河内の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字三河内字成清甲〇〇〇番地です。地目は田です。面積は3,033平米です。農地の所有者は大字三河内の〇〇〇〇さんで申出人は〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号2、権利の設定を受ける者は大字三河内の〇〇〇〇さんでございます。土地の所在地は大字三河内字竹ノ下甲〇〇〇番地〇、字正金甲〇〇〇番地及び字大溝甲〇〇〇番地〇です。地目は3筆共に田で、面積はそれぞれ2,991平米、867平米、920平米となっています。農地の所有者は大字三河内の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号3です。権利の設定を受ける者は大字三河内の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字三河内字五反田甲〇〇〇番地と字畑田甲〇〇〇番地です。地目は2筆共に田で、面積はそれぞれ1,503平米と1,516平米です。農地の所有者は大字三河内の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号4です。権利の設定を受ける者は大字三河内の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字三河内字畑田甲〇〇〇番地です。地目は田で、面積359平米です。農地の所有者は大字三河内の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>設定する権利は1番から3番までが賃貸借権設定です。4番は使用貸借権設定です。契約期間は2番が平成30年5月1日から平成50年4月30日までの20年間です。残りの3件は平成30年5月1日から平成35年4月30日までの5年間となっています。</p> <p>議案第109号の説明は以上です。</p> |
| 議 長  | 只今の説明について質問のあられる方はお願いします。9番委員どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 9番委員 | 賃借料があるのが賃貸借権設定で、無いのが使用貸借権設定と理解すればいいのでしょうか。3番と4番は権利の設定を受ける者と農地の所有者が同じです。なのに賃貸借権と使用貸借権を使い分けてあるのでしょうか。自分の地元の北鹿島地区では賃借料のことで揉めていますので、何か整理がされて、こうなっているのかを聞きたくて質問しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | 3番と4番の農地の所有者はこれまで作業受託で〇〇〇〇さんに頼まれていたのですが、今回のうち中間管理事業を使ってみたいと相談に事務局に来られましたので、〇〇さんに繋いでこの議案に上がっているところです。確か4番の農地は面積が小さい上に所有者の自宅のそばで形も整っていなかったように記憶しています。よって、使用貸借になったと思われます。                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  | 場所によって条件がありますから、その場所場所(案件)での議論をすれば、良いのではないですか。5番委員質問どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 5番委員 | 2番は20年の間、ずっと賃借料はこの金額ですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局  | 今のところはこの金額ですが、条件等に変化があれば変更もできます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長  | 他にないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|      | 無いようですので、採決します。議案第109号に賛成の方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  | 賛成、全員により議案第109号については決定することにいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長  | 次に議案第110号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。この案件につきましても一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | それでは議案第110号について説明いたします。総会議案・説明資料は6頁から20頁までとなります。この案件につきましては1議案の63件でありまして、利用権設定されているのが56件で、そのうち再設定が28件で、新規が28件です。あっせんによるものが3件、これが19頁に記載されています。農地中間管理機構との貸借が4件です。これが20頁に記載されています。利用権を設定されている56件のうち、使用貸借権が19件で賃貸借権が37件です。賃貸借権37件のうち、現金扱いが14件で、物納扱いが23件です。契約期間については、30年が11件、20年が1件、10年が6件、5年が29件、4年11ヶ月が1件、3年が5件、2年が3件となっています。ほかにあっせんによる所有権の移転が3件と農地中間管理機構との貸借が4件となっています。説明は以上です。 |
| 議 長  | はい。それでは只今の説明について質問・ご意見はありませんか。3番委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 3番委員 | 質問ではないのですが、9番の利用権を設定する者の中の名前が〇〇〇となっていますが、〇〇〇ではないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局  | ありがとうございます。議案に名前の間違いがあるようです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長  | 9番委員、質問どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 9番委員 | 議案第109号でした質問と同様の質問ですが、番号20は契約期間が30年で田の面積が2,183平米もあって使用貸借権が設定されていますが、これも家の周りで耕作がやり難いから使用貸借なのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | これは利用権の設定を受ける者が〇〇さんで、利用権を設定するものが〇〇さんと姓が違っていますが、親子関係です。農業者年金の経営移譲に係ることでありましたので、使用貸借権設定がされています。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 9番委員 | 38番は契約期間が5年で、田の面積が1,809平米です。使用貸借となっている理由を教えてください。これと50番も使用貸借権となっているので、併せて理由を教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局  | 38番は利用権を設定する者(貸し手)が高齢で作って、農地として管理してもらえるだけでいいからということで、50番については事務局に来られたときに相対で決めてきたとおっしゃられました。北鹿島地区では賃借料の基準があるようですと言いましたが、ここは作ってもらえるだけで十分だからとおっしゃいました。                                                                                                                                                                                                                           |
| 9番委員 | 北鹿島地区の案件では、このような場合は農業委員と最適化推進委員に相談して欲しい                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|      |                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>と伝えていたと思いますが。</p> <p>北鹿島地区はこのようなことが無いように、生産組合長会議をして申入れ事項として決めましたので、よろしくお願いしたいと思います。</p>                                                                                                        |
| 議 長  | <p>事務局に利用権設定を相対で決めて来られても、その地区の最適化推進委員と農業委員に相談をしてくださいと言ってください。この総会の中で審議をしますから、知っておく必要がありますので、必ず最適化推進委員と農業委員の手を通して来てもらうように言ってください。</p>                                                              |
| 事務局  | <p>今までは相対で貸し手さんと借り手さんが事務局に来て申請していただいていたけれども、これからは最適化推進委員と農業委員の承諾(サイン)を申請書に書いてもらってから、来てくださいと言わねばならないのですね。</p>                                                                                      |
| 8番委員 | <p>今後はどの地区も生産組合の話に最適化推進委員と農業委員が入って行って、申合せ事項として賃借料を決めていくべきだと思いますが、如何でしょうか。</p>                                                                                                                     |
| 議 長  | <p>利用権設定の書面には最適化推進委員と農業委員のサインと押印が無ければ、申請できないと申請者の方には周知させてください。転用の申請の際には、最適化推進委員と農業委員のサインと押印を求めている訳ですから、申請の仕方をこのようにしましょう。</p> <p>最適化推進委員と農業委員は自分の担当地区の誰の農地は誰が借りているのか、いくらで借りているのは知っておくべきだと思います。</p> |
| 4番委員 | <p>そのようにしておかないと、誰がいくらで借りているのか賃借料が分からないし、この場で初めて示されるだけでは我々も困るし、賃借料がバラバラになってしまいます。</p>                                                                                                              |
| 9番委員 | <p>いずれにしても、賃料を上がったなら耕作しないとかで苦情を言われることもあります。賃借料のことを整理しながらやっていきたいと思いますので、各地区でも賃借料の目安でも決めてもらえたらと思っています。</p>                                                                                          |
| 議 長  | <p>今のご意見に対して、皆さんどうでしょうか。</p>                                                                                                                                                                      |
| 8番委員 | <p>是非すべきだと思います。</p>                                                                                                                                                                               |
| 議 長  | <p>それぞれの地区での賃借料の基準というか申合せでの賃借料を決めていた方が、貸す人も借りる人もやり易くなるのではないのでしょうか。今後このようなことを生産組合とも話して決めていきましょう。逆に賃借料が余りにも高くなっているものもありますので、このようなときは最適化推進委員と農業委員がここまでは高くしないで下げていいですよというような緩衝材になってもらいたいと思います。</p>    |
|      | <p>(はいという声あり)</p>                                                                                                                                                                                 |
| 2番委員 | <p>新年度となり新しい役員での生産組合長会議もあると思いますが、その場に行ってこの話をしなければならぬということですね。以前から私の地元の声は農業委員会で賃借料を決めて欲しいということでした。</p>                                                                                             |
| 議 長  | <p>公の部分で決めて欲しいという責任転嫁ということだと思います。農業委員会で賃借料が決まっているからといえば、やり易いのだと思います。</p>                                                                                                                          |
| 2番委員 | <p>地区ごとに賃借料が違って、良いということですよ。</p>                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | <p>中山間地と平坦での賃借料は違って当然だと思います。これだけ賃借料が乱れてきたのは、恐らく米価が上下して、色んな条件で米づくりが合わなくなっているからだだと思います。農産物の販売価格が伸びていないのが要因だと思います。ただ、農地の維持管理だけはしてもらわないと、これがされないとなると農地は荒廃していく一方ですから。</p>                              |
| 9番委員 | <p>生産組合との連携は必要ですから、近々ある生産組合長会議には〇〇委員と二人で行って、改めて話をさせて欲しいと申入れをしています。各地区でも足並みを揃えてもらえたら、助かります。</p>                                                                                                    |
| 議 長  | <p>どの地区も初会合が生産組合長会議や区長会議があるはずですから、そのときは参加してもらって賃借料の目安くらいは決めておくというムードですということを伝えてもらえませんか。よろしくお願いいたします。</p>                                                                                          |
| 6番委員 | <p>議案に対する質問をしていいのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                       |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | 6番委員どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6番委員 | 48番と49番は農業者年金の手続きのためでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局  | はい。48番と49番は農業者年金の経営移譲年金に関しての案件です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7番委員 | 標準小作料について質問があります。よろしいでしょうか。<br>標準小作料が無くなった理由は何だったのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 法改正があって、標準小作料がなくなっています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  | いっどのような理由で法改正がなされたのかを事務局は調べておいてください。<br>このような理由から標準小作料が無くなったということは、農業委員会から伝える必要がありますので、よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | 分かりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  | 色々意見等が出ましたけれども、他にありませんか。<br>無かったら、採決に入りたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|      | (2番委員、7番委員、8番委員は議案の関係者のため退出)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | 議案第110号に賛成の方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  | 賛成全員により、議案第110号は決定することにいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      | (2番委員、7番委員、8番委員再入場)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長  | それでは報告第61号農地等形状変更届出についてを議題といたします。<br>1番について、事務局の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | 総会議案・説明資料は21頁をお開きください。位置図は6頁を併せてご覧ください。報告第61号です。番号1番について説明いたします。土地の所在地は浜町字小寺箆〇〇〇番地、宮ノ前甲〇〇〇番地〇、甲〇〇〇番地〇、甲〇〇〇番地〇、甲〇〇〇番地〇及び甲〇〇〇番地〇の6筆でございます。地目は全て田、面積はそれぞれ536平米、341平米、123平米、534平米、768平米、717平米です。届出人は新方区の〇〇〇〇さんです。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、当該農地は水の管理が難しいために転作の対象農地として畑作を行なってきたので、今回田から畑への転換申請を行ない、ブロッコリーやミニトマトなどの野菜を栽培したいとのことでした。周囲の状況ですが、①については東が畑で、西は田、南と北は水路です。②については東が市道と水路で、西は宅地、南は市道と宅地、北は里道と水路です。③については東が宅地、市道、水路で、西は里道、南は市道と宅地、北は田です。④については東が市道で、西は水路、南は田、北は宅地です。ここは農振除外地となっています。地元との協議はありで条件が付けられています。説明は以上です。 |
| 議 長  | 只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。9番委員、質問どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 9番委員 | 地元との協議がしてあり、条件が付けられているようですが、条件を教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局  | 申請地は図面に記載してあるように①～④に分かれています。②の部分は農地の間を水路が走っています。もっと具体的に言いますと、②は3筆の農地から成っていき、筆と筆の間を水路が通っています。この水路に蓋を被せてハウスが建っていますので、これについて地元からは改善を求められたようです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長  | すみません。担当委員の調査報告を忘れていました。遅くなりましたが、ここでお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7番委員 | 申請地の②と③では以前アスパラの栽培をされていたので、ハウスの骨組みだけが残っています。①は畑として利用されています。申請人が言われるには、稲作をするつもりは無く、先々野菜を作っていきたいとのことでした。そのために地目を畑に変えて欲しいとのこと。今事務局からあったように②の部分はハウスを建てる際に水路が邪魔だったので、水路にパイプを入れて暗渠にしてあるようです。地元からの条件は大雨の際には、パイプの断面が足りなくて水を飲みきれなくて溢れるため、開水路に戻すということです。これに                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                |                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 対し、申請人も土木業者に依頼してU字溝で水路を復旧することを確約され、地元の了解が取れての申請になっていますので、よろしくお願いいたします。                               |
| 9番委員           | 事前の現地調査に行ったときには、U字溝の話と共に今あるハウスの骨組みを解体して建て直さないと畑作としては上手くいかないのではないかという話もあったと思いますが、この点についてはどうなったのでしょうか。 |
| 7番委員           | その点については聞いていません。                                                                                     |
| 議 長            | 要は水没とか排水が出来ているとかいないとか、このような点が明確に出来れば善しとすれば良いのではないのでしょうか。<br>他に質問はないでしょうか。6番委員。                       |
| 6番委員           | 申請地での土の切り盛りはあるのですか。                                                                                  |
| 7番委員<br>(担当委員) | いいえ。土の切り盛りはありません。                                                                                    |
| 6番委員           | だったら、農地等の形状変更届出ではなく、地目変更届出になるのではないですか。                                                               |
| 事務局            | 法務局に届けるのは地目変更届出ですが、農業委員会へは地目変更であっても形状変更届になります。                                                       |
| 議 長            | この申請の許可がおりて、法務局へ地目変更の申請をされれば田から畑に地目が変わります。申請人の方はここまでやらないと地目は変わりません。                                  |
| 6番委員           | 了解しました。                                                                                              |
| 議 長            | 他にありませんか。<br>ありませんか。無かったら、1番について賛成される方は挙手をお願いいたします。                                                  |
|                | (全員挙手)                                                                                               |
| 議 長            | 賛成、全員により1番は承認することにいたします。<br><br>以上をもちまして、本日提案された全ての議題の審議を終わります。                                      |
|                | (午後3時25分終了)                                                                                          |

|  |                                                          |      |   |
|--|----------------------------------------------------------|------|---|
|  | この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。 |      |   |
|  | 平成29年 4月 2日                                              |      |   |
|  | 鹿島市農業委員会                                                 | 会 長  | ⑩ |
|  |                                                          | 7番委員 | ⑩ |
|  |                                                          | 8番委員 | ⑩ |
|  |                                                          | 事務局長 | ⑩ |